平成２２年（フ）第５６３号
岡山市東区瀬戸町笹岡456番地１
債務者　筒井　智恵
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８０号
川崎市多摩区菅馬場２丁目４番50号　ブライトイン101
債務者　小平　佐知
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―1047、前住所神奈川県相模原市緑区西橋本３丁目１番12―211号
債務者　井上　智弘
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
栃木県栃木市藤岡町太田281番地１
債務者　上岡　勇也
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１７４９３号
東京都三鷹市新川３丁目15―２―202
債務者　中村　泰之
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５５１号
東京都足立区神明２丁目４―17
債務者　芦澤　陽珠
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５５７号
東京都府中市寿町３丁目１―３―203
債務者　山口　一美
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４４号
東京都江東区冬木16―８―706
債務者　山崎　　修
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６６４号
東京都八王子市寺田町432―99―805
債務者　田中富士夫
１　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７２２号
東京都葛飾区新小岩３丁目９―11―102
債務者　尾野　雄紀
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７２６号
東京都渋谷区恵比寿３丁目35―８　ＭＹマンション―Ｇ
債務者　金上みはる
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７３８号
東京都杉並区浜田山３丁目26―24―131
債務者　日下部和夫
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７６号
北海道帯広市西17条南５丁目８番地143
債務者　尾野　　愛
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
静岡県浜松市天竜区佐久間町中部321番地の３、前住所静岡県浜松市東区安新町123番地の３　フューチャーマンション301
債務者　鈴木　秀雄
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
沖縄県宜野湾市宜野湾１丁目10番２号　２Ｆ
債務者　金城　洋子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部